

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月二十四日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

#### 奈良県人事委員会規則第四号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第六項中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢<sup>しよ</sup>血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。